温室効果ガス総排出量の算定に係る燃料として使用された都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第三条第一項第一号イの規定に基づき、ガス事業者及びガス事業者以外の者の別に応じ、総排出量算定期間において燃料として使用された都市ガスの一立方メートル当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を次のとおり告示する。

1　ガス事業者及びガス事業者以外の者の別に応じ、令和六年度において燃料として使用された都市ガスの一立方メートル当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を次のように定める。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を環境省地球環境局地球温暖化対策課及び経済産業省イノベーション・環境局環境政策課に備え置いて縦覧に供する。）

2　前項の規定により定められた係数を用いて、令和六年度において燃料として使用された都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、当該二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、前項の係数に相当する係数で当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるものとする。

3　前二項の規定により定められた係数を用いて、令和六年度において燃料として使用された都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、二・〇五とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省・環境省告示第十一号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第三条第一項第一号ニの規定に基づき、温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件（令和六年十二月経済産業省環境省告示第十号）の全部を次のように改正する。

令和七年十月二十二日

経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第三条第一項第一号ニの規定に基づき、熱供給事業者及び熱供給事業者以外の者の別に応じ、総排出量算定期間において使用された他人から供給された熱の一メガジュール当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を次のとおり告示する。

1　熱供給事業者及び熱供給事業者以外の者の別に応じ、令和六年度において使用された他人から供給された熱の一メガジュール当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を次のように定める。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を環境省地球環境局地球温暖化対策課及び経済産業省イノベーション・環境局環境政策課に備え置いて縦覧に供する。）

2　前項の規定により定められた係数を用いて、令和六年度において使用された他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、当該二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、前項の係数に相当する係数で当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるものとする。

3　前二項の規定により定められた係数を用いて、令和六年度において使用された他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、〇・〇五三二とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○総務省告示第三百四十六号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の三第一項及び第三項の規定に基づき、令和五年総務省告示第二百九十一号（電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定に基づき、同条第二項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和七年十月二十二日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
［一～八　略］	［一～八　同上］
九　NTTPCコミュニケーションズ株式会社	九　株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ
［十～二十八　略］	［十～二十八　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○消防庁告示第九号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の四第五項に規定する登録表示者として左記の者を登録したので、同条第七項の規定に基づき、公示する。

令和七年十月二十二日

消防庁長官　大沢　博

記

AE—⑫—1327	千葉積水工業株式会社
AFE—㉗—1328	東洋紡せんい株式会社
AFE—⑬—1329	株式会社昭栄美術
B—㉖—1330	アドコスミック株式会社
CDFE—⑬—7135	キングラン株式会社
E—⑬—48182	株式会社Soa't
E—㊵—48193	株式会社Leading Property Management
E—㉞—48194	株式会社ベレスト
E—⑬—48179	株式会社Nanala
E—⑬—48181	ナイガイ株式会社
E—㊼—48190	高江洲朝規
E—㊼—48191	合同会社琉球Free style
E—㉘—48216	尾石室内装飾株式会社
E—⑩—48196	悠哉
E—⑫—48211	鈴木　伸行
E—㉗—48215	下山　賢二
E—㉗—48204	株式会社M—FRONT
E—㉑—48214	林　真樹
E—⑪—48201	株式会社デルタワーク
E—㊵—48203	株式会社本田企画
E—⑫—48207	株式会社Think
E—⑪—48197	株式会社Sun. G
E—⑫—48210	有限会社柏内装
E—㉛—48213	有限会社ミキ装飾
E—㊸—48212	株式会社中九州装飾
E—①—48224	有限会社インテリアキムラ
E—⑭—48199	株式会社Roomer
E—⑭—48205	株式会社いと
E—①—48219	青木　崇
E—⑬—48195	株式会社レクション
E—⑭—48198	合同会社RoomTour
E—⑬—48209	青木　修
E—㊸—48220	有限会社ユーキランドハウス
E—⑳—48225	遠藤　幸政
E—⑪—48226	有限会社ライフスタイル
E—㉛—48242	田宮畳店株式会社
E—⑥—48231	高橋　俊幸
E—⑭—48233	株式会社彩ホームプランニング
E—㉚—48240	石川　澄
E—㊼—48221	仲村　国也
E—⑭—48228	有限会社佐藤住宅建設
E—㊵—48238	尾形　彰太
E—⑭—48206	株式会社RCLIFE